

## 平成27年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査の対象

- (1) 財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 目黒区監査委員決定）に基づき、下表の23団体における平成26年度の事業を対象とした。なお、具体的な対象団体は、別紙「監査実施団体一覧」のとおりである。

区 分	内 容	監査実施
出資団体	基本金その他これに準ずるもの	3団体
補助金等交付団体	補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給等	11団体
公の施設の指定管理者	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理に係るもの	9団体
合 計		23団体

\*対象区分に重複する団体があるため、実施団体数は18団体である。

- (2) 財政援助団体等に対する連絡調整、補助金交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における平成26年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

## 2 監査実施期間

- (1) 公認会計士による会計書類調査  
平成27年11月24日（火）から12月14日（月）まで
- (2) 事務局職員による書類調査等  
平成28年1月5日（火）から1月18日（月）まで
- (3) 監査委員による監査  
平成28年1月25日（月）から2月8日（月）まで

## 3 監査の着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業は目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務は適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 出資団体
- ア 事業は、出資目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- イ 会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

- ア 補助事業は、補助目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- イ 補助金等に係る会計処理は、適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

- ア 公の施設の管理は、目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- イ 管理業務等に係る会計処理は、適正に行われているか。

(4) 所管課

- ア 団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- イ 補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。
- ウ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、交付及び確定の時期、手続等は適切か。

#### 4 監査の方法

次の方法により監査を実施した。

(1) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち7団体について、公認会計士による会計書類調査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査及び監査の基礎となる会計書類調査を公認会計士に委託し、その結果を参考にするとともに、監査対象団体の監査資料調査、説明聴取及び施設の管理状況の確認の方法により監査を実施した。なお、説明聴取及び施設での管理状況の確認を行った団体は、別紙「監査実施団体一覧」のとおりである。

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

(1) 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（高齢福祉課、障害福祉課）

ア 特別養護老人ホーム東が丘及び東が丘高齢者在宅サービスセンターについては、26年4月1日から利用料金制が導入され、特別養護老人ホームの利用に係る料金等及び高齢者在宅サービスセンターの利用に係る料金等の収納管理については、指定管理者が直接処理することとなった。これに伴い、基本協定書の一部が変更され、月次の報告事項に「(4) 介護報酬等の収納状況」が加えられた。しかし、実際には月次報告の際に当該事項の報告が行われなかった。

イ 特別養護老人ホーム東が丘の管理物品のうち現品の確認ができないものについて、区

へ組替依頼の手続が終了していないものがあった。

ウ 東が丘在宅介護支援センターについて、26年4月1日付で基本協定書の一部を変更し、徴収事務委託により、指定管理者が居宅介護支援事業に係る利用者の使用料の徴収を行うことが定められた。変更後の基本協定書によると、納入義務者（東京都国民健康保険団体連合会）から収納金額が納付されたときは、指定管理者は、それを専用の公金口座で収納することが定められているが、実際には専用口座ではない口座で収納、保管していた。また、収納金に利息が生じたときは区に納付することが定められているが、利息は生じていないとして区に納付されていなかった。その他、指定管理者は、調定額報告書及び収納金収入報告書を作成し、報告することが定められているが、当該報告書の作成及び報告が行われていなかった。また、調定決定書兼収納金日報を作成する必要があるが、このことが変更後の協定書に記載されていなかった。

エ 心身障害者センター会議室等の使用料は、実態として徴収事務を指定管理者に委託しているにもかかわらず、基本協定書では収納事務委託となっていた。また、領収書の発行者名に「事務受託者」である旨の記載がなかった。その他、26年度に廃棄処理した心身障害者センターの不要パソコン9台について、廃棄物処理及び情報管理の観点から、確実に廃棄されたことの確認が必要であるが、廃棄証明書の保管が確認できなかった。

#### (2) 宗教法人光聖寺（保育課）

認証保育所運営費等補助金実績報告書は、27年4月末日までに提出することとなっているが、提出された実績報告書には収受印がなく、8月7日に収受供覧されていた。また、認可外保育施設等保育従事職員等処遇改善事業補助金については、提出された実績報告書に基づく補助金の確定及び確定通知を行っていなかった。

#### (3) エルデ保育園（保育課）

定期利用保育事業補助金及び認可外保育施設等保育従事職員等処遇改善事業補助金について、提出された実績報告書に基づく補助金の確定及び確定通知を行っていなかった。

#### (4) 烏森住区住民会議（北部地区サービス事務所）

年度当初の住区会議室使用料釣銭の留置金に充てるため、26年3月31日に住区住民会議補助金用の通帳から、指定管理者に30,000円の貸出しを行い、同年4月23日に、返金していた。

#### (5) 大岡山東住区住民会議（南部地区サービス事務所）

ア 反省会や新年会の場において、補助金で酒類を購入していた。また、だれでもトイレの合鍵を補助金で購入していた。

イ 管理業務従事者の賃金の支払について、毎月勤務実績が確定する前に、勤務予定部分を含めて支払を行っていた。

ウ 基本協定書において、危機管理マニュアルを指定管理業務開始前に作成することになっているが、作成されていなかった。

#### (6) 株式会社北川商会（地域振興課）

- ア 基本協定書には月報による報告が定められているが、提出された月報には日付けの記載がなく、いつ提出されたのかが不明な状態であり、地域振興課においても収受の処理を行っていなかった。その報告書では、利用者等からの要望・苦情とその対応状況の記載が必要であり、実際に要望・苦情があったにもかかわらず、記載されていなかった。また、基本協定書では、保管書（施設の鍵・備品等を受領保管するためのもの）の提出、従事者名簿による業務に従事する者の報告、現場責任者及び統括責任者の報告を行うことになっているが、地域振興課でそれらを提出・報告を受けていることが確認できなかった。
- イ 指定管理者が27年5月に提出した事業報告書の金額等に誤りがあったが、地域振興課は、そのまま収受・供覧処理を行っていた。
- ウ 指定管理経費は、12回に分けて毎月支払うことになっているが、当該経費の支出に当たり、支出負担行為の起案を行わずに、財務システム上の支出処理のみを行っていた。
- エ 区民斎場使用料は、実態として徴収事務を指定管理者に委託しているにもかかわらず、基本協定書では収納事務委託となっていた。

(7) 社会福祉法人奉優会（高齢福祉課）

基本協定書では、利用者等からの要望・苦情とその対応状況について月次等報告書で報告することになっているが、電話での随時報告のみであった。また、講座・講習会等に係る実費徴収の実績についても報告することになっているが、報告がなかった。

## 2 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが、改善について検討が必要と思われる事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 補助金交付申請及び補助金額確定に係る添付書類について

ア 公益財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例施行規則第2条第4号では、補助金交付申請時の添付書類として貸借対照表及び収支計算書を定めている。当該法人における補助金交付申請時の添付書類のうち収支計算書としては、26年2月28日現在の収支計算書が添付されているが、当該法人の決算確定後になって追加提出された書類は正味財産増減計算書であった。これは、公益財団法人においては、会計基準の改正により、収支計算書の作成義務がなくなったことなどによるためと考えられる。

区においては、公益財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例施行規則を遵守した事務執行を行うとともに、補助金の適正な交付のあり方、他の補助対象団体に対する取扱いとの整合性等を踏まえ、補助金に係る添付書類について検証し、関係部局及び当該法人と協議されたい。

(公益財団法人目黒区国際交流協会、文化・交流課)

イ 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団及び社会福祉法人目黒区社会福祉協議会にお

ける補助金交付申請時の添付書類については、社会福祉法人に対する補助に関する条例及び社会福祉法人目黒区社会福祉協議会に対する補助に関する条例では、補助金交付に係る理由書、事業計画書及びこれに係る予算書、その他区長が必要と認める書類などを定めている。

両者は、法人種別としては、同じ社会福祉法人であるが、両法人における補助金交付申請時の添付書類は、不統一であり、区長が必要と認める書類として指定する書類についても具体的に示していない状況である。

区として、目黒区補助金等交付規則の規定や公益財団法人等に対する補助金交付申請時の事務処理に関する規定も考慮し、補助金に係る添付書類について、できる限り統一的な取扱いとなるよう検討されたい。

(健康福祉計画課)

ウ 社会福祉法人愛隣会、社会福祉法人みきの会、特定非営利活動法人青松の会及び特定非営利活動法人フードコミュニティ目黒に対する事業補助金について、補助金額の確定に係る事務処理を行う際に必要となる各団体からの補助金の実績報告書の提出期限を27年4月27日としているが、当該補助対象年度の末日である27年3月31日付けで実績報告書が提出され、同日付けで補助金額が確定されていた。しかし、実績報告書の添付書類である法人決算書の団体による作成は事後に行われ、障害福祉課に提出されており、3月31日付けで提出することはできない状況であった。

区として、補助金額確定に必要な補助対象団体からの補助金の実績報告書提出における補助対象団体での内部手続を確認し、補助金額確定に係る事務処理手続について検討されたい。

(障害福祉課)

## (2) 住区センターの管理について

ア 下目黒住区センターは、26年8月から9月まで施設を閉館していたが、閉館中の管理態勢は開館時と同じ態勢で行われていた。住区センターの閉館時においても施設の受付等の事務処理は必要であるが、施設の閉館時における態勢について、開館時と同一の態勢が必要かどうか検討されたい。

(下目黒住区住民会議・東部地区サービス事務所、各地区サービス事務所)

イ 下目黒住区センター内の構成施設である住区会議室と老人いこいの家の休館日が異なっているが、施設管理の効率化などの観点から休館日の統一について検討されたい。他の住区センターについても同様の状況があれば検討されたい。

(下目黒住区住民会議・東部地区サービス事務所、各地区サービス事務所)

## (3) 住区住民会議における事務処理等の支援について

ア 烏森住区住民会議では、収支計算書に特別事業補助金が混在して記載されていた。特別事業補助金は、地区における住区イベントに対する補助金交付要綱に基づき、烏森住区まつりキラキラワールドに対して交付されたものである。

北部地区サービス事務所は、補助金に係る実績報告書等が提出された際に、会計処理が適切になされているかを確認し、正しい会計処理がなされるよう支援されたい。

(烏森住区住民会議、北部地区サービス事務所)

イ 下目黒住区住民会議では、住区まつり準備金予算額320,000円のうち執行額は、163,562円であり、執行残額の156,438円は、翌年度への繰越金となっているが、収支計算書及び実績報告書への記載については、住区まつり準備金繰越金として明記されていなかった。

東部地区サービス事務所は、補助金に係る実績報告書等が提出された際に、会計処理が適切になされているかを確認し、正しい会計処理がなされるよう支援されたい。

(下目黒住区住民会議、東部地区サービス事務所)

ウ 大岡山東住区住民会議の活動に対する補助金については、当該住区住民会議からの補助金の実績報告に基づき南部地区サービス事務所が起案し、補助金の額を4月16日に確定しているが、当該住区住民会議への補助金確定通知は、当該住区住民会議の5月25日の総会で事業実施報告書・活動結果報告書が承認された報告を受けた後に起案処理をしていた。

地区サービス事務所で作成している26年3月改定の「住区住民会議の会計処理について」のマニュアルでは、4月に確定通知書を送付するとしている。

住区住民会議に対する補助金の確定及び通知の考え方は、全ての住区住民会議に共通するものであるため、マニュアルに沿って対応されたい。

(大岡山東住区住民会議・南部地区サービス事務所、各地区サービス事務所)

エ 大岡山東住区住民会議では、補助金を使用して10万円の防災倉庫を購入していた。住区住民会議における物品の管理の適正化を図る観点から、一定の額以上の物品を住区住民会議が所有する場合にあつては、財産目録などの作成を検討されたい。

(大岡山東住区住民会議、南部地区サービス事務所、各地区サービス事務所)

オ 大岡山東住区住民会議では、活動結果報告書において、予備費からの支出が記載されていなかった。

南部地区サービス事務所は、補助金に係る実績報告書等が提出された際に、会計処理が適切になされているかを確認し、正しい会計処理がなされるよう支援されたい。

(大岡山東住区住民会議、南部地区サービス事務所)

カ 上記第2監査の結果、1指摘事項(4)及び(5)並びに2意見・要望事項(2)及び(3)については、地区サービス事務所長会などで検討し、住区住民会議に対し適時・適切に支援されたい。

また、住区住民会議から補助金交付申請時などに提出される書類を地区サービス事務所が受領する際の確認が十分ではないものがあつたので、書類の受領に当たっては、記載内容を十分確認されたい。

(各地区サービス事務所)

#### (4) 宗教法人光聖寺に係る経費区分等について

監査資料として提出された収支計算書及び認証保育所運営費補助金実績報告書については、説明聴取において、補助事業会計と本部会計との経理区分や経理処理が明確ではないものが見受けられた。当該法人においては、これらの経理区分及び経理処理を明確にするとともに、保育課は、補助金と関連する経理区分や経理処理について確認し、適正な処理がなされるよう指導されたい。

(宗教法人光聖寺、保育課)

#### (5) 保育関係施設における会計処理に対する指導等について

子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法第38条及び第50条の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する区の指導監督権限が明確化されたことに伴い、指導検査を担当する組織として、27年度から、保育課に保育施設指導検査担当係長が設置された。

また、認証保育所や定期利用保育事業等の認可外保育施設に対しては、当該認可外保育施設に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を支給しており、補助金の適正使用の観点から、必要に応じて報告要求・調査・立入り等の指導検査を行う権限がある。

これらの保育関係施設における会計処理が適正になされているかの確認・指導には、社会福祉法人会計、企業会計、複式簿記等に関する一定の専門的知識が必要である。

他の自治体においては、保育関係施設における会計処理に対する指導検査に当たり、専門的知識経験者を活用し、対応しているところも見受けられる。今後、区の指導検査状況を踏まえ、他自治体の取組なども参考にしながら、保育関係施設における会計処理に対する指導検査が更に適切に遂行されるよう検討されたい。

(保育課)

### 3 まとめ

今回の監査対象団体の財政援助等に係る事業は、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、所管課の団体に対する補助金等の交付事務及び指導監督についても、おおむね適切であった。

団体に対する補助金や公の施設における指定管理料については、限られた財源を公益上の観点や施設管理の観点から支出するものであり、受領した団体は、受領目的に沿って適正に補助金等を使用する必要がある。また、所管課は、補助金等を使用した団体の活動が効率的・効果的に行われ、補助金等が有効に使用されたことを確認する必要がある。

こうした観点から、各団体において適切な会計処理が行われるよう、今後もきめ細かな指導の徹底を図られたい。更に、事業の公益性等の確保を踏まえ、執行状況の実績確認や事業効果の検証・評価を行った上で、積極的に見直しを図るなど、補助金等の適正な執行に当たられるよう望むものである。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体の施設長及び担当者並びに所管課の事務担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

以 上